

令和6年 第9回 定例教育委員会 会議録

日	時	令和6年9月27日（金） 14時00分～15時05分			
場	所	阪南市防災コミュニティセンター多目的室			
出席者	〈教育委員会〉				
	教 育 長	中 野 泰 宏			
	教育長職務代理者	八 田 三 紀			
	委 員	辻 雅 之			
	委 員	水 島 浩 子			
	委 員	柴 崎 一 也			
	〈事務局職員〉				
	生涯学習部長	森 貞 孝 一			
	生涯学習部理事	中 山 孝 一			
	副理事兼生涯学習推進室長	矢 島 建			
教育総務課長	堀 野 純 司				
学校教育課長	石 原 慎				
学校給食センター所長代理	田 中 芳 弘				
学校教育課長代理	両 口 通 寛				
学校教育課長代理	鈴 木 恒 一				
中央公民館総括主事	工 藤 眞 樹				
事務局	教育総務課総括主査	中 山 直 子			
書記	教育総務課総括主査	中 山 直 子			
傍聴者	なし				

会議の要旨

(教育長)

令和6年第9回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に八田委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和6年第8回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和6年第8回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(辻委員)

前回、学校で能・狂言について学ぶ際には、体験的な学習の手伝いができるという発言をしたが、それ以外にも、文化庁の「舞台芸術等総合支援事業（学校巡回公演）」というのがあり、現在、令和7年度に向けて実施団体を募集しているところである。その後、実施校の募集があるので、本市の小中学校でも応募していただけたらと思う。所定の書類を調製したり、実施団体との日程調整をしたりする必要はあるが、各校の金銭的負担はなく、小中学校においてトップレベルの文化芸術団体の公演を鑑賞することができる。私の所属する団体が採択され、本市の学校が伝統芸能分野の「歌舞伎・能楽」種目を希望して実施することになったとしても、他のブロックで採択された団体が派遣されることもあるので、必ずしも公演しに行くことができるわけではないが、伝統芸能に限らず、他にも音楽、演劇、舞踊と様々なジャンルがあるし、来年度であれば実施時期もこれから検討できると思うので、それぞれの学校から応募するよう、校長会等で案内していただきたい。

(学校教育課長)

当該事業については、以前は教育委員会事務局で各校の希望を取りまとめて応募していた。現在は募集されていることは各校に伝えるものの、学校から直接応募することになっており、詳細は不明だが、ほとんどの小学校が応募しているとのことである。ただ、全国でも応募する学校は多く、はずれるとか希望する種目の公演ではなかったといったこともある。その場合は各校が劇団に直接申し込むなどして、なんとか子どもたちに芸術鑑賞の機会を与えようと努めている。

(柴崎委員)

私が小学校の校長を務めていたときは、4年連続で当該事業を実施することができた。本格的な公演であるばかりでなく、上演する前には子どもたちが参加できるワークショップも実施されるので、公演鑑賞がより効果的なものとなり、大変良い事業だった。ぜひ本事業の積極的な活用を促してほしい。

(教育長)

実施の時期は、学校が決められるのか。

(学校教育課長)

文化庁の当該事業であれば、前年度中から実施団体と調整することができる。一方、学校が直接劇団等に申し込んで上演してもらう場合は、年度開始後に交渉しているようだ。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第2号「令和6年第4回臨時教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和6年第4回臨時教育委員会会議録について」であるが、本会議録も承認事項第1号同様、委員会の承認が必要である。

本会議録について、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第2号について、案のとおり承認されたものとする。

◆議決事項第1号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(両口学校教育課長代理)

令和6年第4回定例教育委員会において議決していただいた同委員候補者に委嘱する案件について、委嘱する委員の所属先から委嘱にかかる手続きを修正したい旨申出があり委嘱できなかったため、再度本会議にて諮るものである。

資料記載の委員候補者に阪南市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

任期は、令和6年10月1日から令和7年9月17日までである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(柴崎委員)

委員候補者の所属が「大阪府貝塚子ども家庭センター」となっているが、本市を所管しているのは「大阪府岸和田子ども家庭センター」ではなかったか。

(両口学校教育課長代理)

施設の老朽化と相談件数の増加により施設が手狭になったことにより、昨年度大阪府岸和田子ども家庭センターが貝塚市役所に隣接する建物に移転し、名称も変更されたものである。

(教育長)

なお、補足であるが、令和6年第4回定例教育委員会において、構成する団体が名称変更するたびに規則改正するのを避けるため、大阪府子ども家庭センターだけでなく、「委員の構成」にある阪南市役所の課名等も普遍的な名称に変更する規則改正について議決した。よって、「大阪府岸和田子ども家庭センター職員」は「大阪府子ども家庭センター（阪南市担当）担当」となっている。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」（教育総務課）

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和6年8月1日から8月31日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した5件について、報告する。

1件目は、日本エアバドミントン連盟主催「第3回エアバドミントン大会」である。令和6年10月19日、せんなん里海公園潮騒ビバレーにおいて15歳以上の一般の方を対象に、競技の認知度向上や競技人口の拡大、国際大会の選手選考などを目的としたエアバドミントン大会が開催される。

2件目は、一般社団法人泉州ミニらいとモルック倶楽部主催「第1回ミニらいとモルック阪南大会」である。令和7年2月23日、特別養護老人ホーム玉田山荘で一般の方を対象に、ミニらいとモルック競技の大会が開催される。

3件目は、せんなん里海ウォーク&ランクラブ主催「第4回阪南クロスカントリー&ウォークトライアル」である。令和6年12月22日、せんなん里海公園のおさい楽習館付近で一般の方を対象に、健康寿命を延ばすことや地域活性化を目的としたクロスカントリーとウォークトライアルのイベントが開催される。

4件目は、大阪府立青少年海洋センター主催「秋のマリンフェスティバル」である。令和6年11月4日、同センターで一般の方を対象に、カヌーや小型ヨットな

どのマリンプログラムと、自然物クラフト、アウトドアクッキングを楽しむイベントが開催される。

5件目は、大阪府立青少年海洋センター主催「冬春キャンプ」である。令和6年12月7日から8日と、令和7年3月22日から23日、同センターで小学生を対象に、海洋プログラムを取り入れたキャンプを実施する。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「令和6年度第1回阪南市いじめ問題対策連絡協議会の会議録について」(学校教育課)

(教育長)

報告事項第2号「令和6年度第1回阪南市いじめ問題対策連絡協議会の会議録について」学校教育課の報告を求める。

(両口学校教育課長代理)

令和6年7月18日に開催した、令和6年度第1回阪南市いじめ問題対策連絡協議会の会議録について報告する。案件は、(1) これまでの議題について、(2) 令和5年度までの認知件数等について、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(水島委員)

そもそも、いじめとけんかの違いは何か。

(両口学校教育課長代理)

いじめ防止対策推進法第2条で、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されており、けんかであっても当事者が嫌だと感じたらいじめとして認知し、対応しなければならない。

(水島委員)

けんかしてお互いに嫌だと感じたらいじめということか。

(両口学校教育課長代理)

委員ご指摘のとおりである。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「令和6年度第1回阪南市立図書館協議会の会議録について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第3号「令和6年度第1回阪南市立図書館協議会の会議録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和6年7月23日に開催した、令和6年度第1回阪南市立図書館協議会の会議録について報告する。案件は、(1) 令和5年度事業報告について、(2) 令和6年度事業について、(3) 文化センター及び図書館の一体的な管理運営状況について、(4) 指定管理者モニタリングについて、(5) その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

指定管理者モニタリングのことが協議会の案件にあがっているが、第三者モニタリングを実施するにあたり、指定管理者選定委員は紙の報告書等のみに基づいて判断しているのか、それとも実際に文化センターや図書館のイベントなどを視察して参考にしているのか。

(生涯学習推進室長)

現時点では指定管理者選定委員としてモニタリングのために視察するということはないが、委員のうち施設に関わる各団体に所属している方や文化センター協議会や図書館協議会の委員を兼ねている方がおられることから、様々な現場を実際にご覧になったり、各協議会に出席あるいは傍聴されたりしている。

(辻委員)

私自身、プロポーザルで選定される団体の立場になることがあるが、選定する方たちは実際に公演を観に来られることで選定理由を確かなものとされている。本市で指定管理者制度を導入する施設や事業が増える中、実際に見るということがモニタリングでは重要と考えるので、今後は指定管理者選定委員に対して案内してはどうか。

(生涯学習推進室長)

指定管理者選定委員の中には遠方にお住まいの方もいるので、視察を必須とすることは難しいが、各施設の現場をご覧になった方や協議会委員を兼ねている方から、第三者モニタリングの場において、それまで見聞きしたことや感じたことを意見として述べていただくことで共有できると考える。

(教育長職務代理者)

会議録2ページ、令和5年度は市立図書館内で中高生をほとんど見かけなかったが、令和6年度は見かけるようになった、という図書館長の発言がある。一方で、令和5年度の16歳～18歳の貸出冊数と貸出者数は前年度に比べ半減しているという委員発言もある。つまり、本は借りないが市立図書館内で自習する中高生が増えたということか。

(生涯学習推進室長)

図書館長に確認したところ、市立図書館開架室内の自習コーナーが定着してきており、平日は午後5時閉館なので利用者は少ないものの、土日は午前中から利用している中高生が多いとのことである。

(水島委員)

会議録6ページ、夏季休業前に各種団体から様々な作品提出依頼が届く、という委員発言がある。自分の子どもが小学生のとき、なぜ夏休みの宿題に阪南市の歴史や南海電鉄などの身近なものを調べよう、といったものがないのだろうと保護者同士で話したことがある。今後、「図書館を使った調べる学習コンクール全国コンクールへ」への出品を検討しているということか。

(生涯学習推進室長)

当該コンクールへの出品は市立図書館の独自事業として実施しようとしているもので、参加するかどうかは学校の判断となるが、図書館としては市内の小中学校を巻き込んで図書館での調べ学習を推進していきたいという意向である。

(水島委員)

良い取組だと思うので、ぜひ推進していただきたい。ただ、一方で、コンクールに出品するには1学期中に調べ学習スキルを向上させる必要があるため、児童・生徒と教員双方の負担が大きく、夏休みの宿題とするにはハードルが高いことは理解した。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「令和6年度第1回阪南市立公民館運営審議会の会議録について」 (中央公民館)

(教育長)

報告事項第4号「令和6年度第1回阪南市立公民館運営審議会の会議録について」中央公民館の報告を求める。

(生涯学習部長)

令和6年7月20日に開催した、令和6年度第1回阪南市立図書館協議会の会議録について報告する。案件は、(1) 委員長・副委員長の選出、(2) 中央公民館体

制の進捗について、(3) 公民館事業について、(4) 公共施設使用料減免制度見直しの現状について、(5) その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(水島委員)

阪南市では人口構成もあつてか、公民館の利用者は比較的年齢の高い方が多い。だが、都会であれば月謝を払って習うようなことを公民館が近隣で講座等として開催してくれている。働き盛りの年代の方は土日でないとなかなか参加が難しいだろうが、最大限活用していただきたいと思う。

(生涯学習部長)

委員ご指摘のとおり、数十年来公民館利用者は固定され、ほぼ新陳代謝がない状態である。これは、各種審議会や協議会の委員にも言えることで、ほぼ70代以上である。また、本市の市民で最も多いのは75歳で、昭和40年～50年代に住宅地が開発された際に入居した世代である。その世代に昔も今も依存しているというのが本市の特徴となっている。公民館活動でいうと、同じクラブが長年続いていて新規の方が入りづらい状況であるのと、デジタル化が進んだ現代にあってもオンラインで学習できないというのがネックとなっている。若い世代を取り込むためには、オンライン講座など様々な工夫をしていく必要があり、今後の課題としたい。

(教育長職務代理者)

今週末に地域交流館で実施予定の尾崎公民館主催の防災講座「避難所体験」は、家族での参加など、若い世代が多いのか。ダンボールベッドで眠った感想など聞いてみたい。

(生涯学習部長)

20名定員で、昨日の時点では7家族13名の申込みがあり、年齢は6歳から83歳までと様々である。実施後は参加された方の感想を伺いたい。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<教育総務課>

10月23日・24日・29日・31日

就学時健診 ＊表に記載なし

<生涯学習推進室>

10月 3日～令和7年3月31日

第43回文化財ミニ展示「絵本と落語とむかしの道具展」

10月 6日 〔図書館〕ゴスペルコンサート

10月19日 〔図書館〕こわいおはなし会

10月25日 古文書講座初級編「阪南市の古文書紹介」

<公民館>

9月28日 〔尾崎取公民館〕家族で参加しよう 防災講座「避難所体験」

9月29日 〔西鳥取公民館〕障がい者のためのコーラス合唱会

30周年お祝い会 ＊表に記載なし

10月12日 〔尾崎公民館〕講座「よく見る韓国料理を作ってみよう！」

10月19日～20日

〔尾崎公民館〕尾崎公民館まつり

※いずれも9月27日現在の予定

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他(教育長)

(教育長)

その他、何かないか。

(水島委員)

今夏から小中学校の体育館に気化熱式冷風機が導入されたが、使用状況はどうか。

(教育総務課長)

中学校には各4台、加えて鳥取中学校は武道場に2台、小学校には各3台、計42台設置した。冷風機は1つのコンセントに1台しか使用できず、専用回路については今後整備する予定としているため、学校によって使用台数は1～3台とばらつきがあるが、各校では体育の授業や児童集会、クラブ活動の際使用しているとのことである。

(水島委員)

設置していても使えていない学校もあるのか。

(教育総務課長)

各校で最低1台は使っており、専用回路の整備後は全台使えるようになる。

(水島委員)

効果のほどはどうか。

(教育総務課長)

冷風機であるため、屋内空間全体を冷やすというものではないが、スポットクーラーよりは冷風量が多く、運動後に冷風を浴びて冷えるというイメージである。

(柴崎委員)

専用回路の整備はいつ行われるのか。

(教育総務課長)

今年度中に設計と工事を終えるため、来年の夏には全台稼働させることができる。

(水島委員)

小学校の運動会、中学校の体育祭で、児童・生徒席にテントがある学校とない学校がある。コロナ禍前は9月でまだまだ暑い中、子どもたちは1日中炎天下に座っていた。だが不足分を借りて対応している学校もあると聞く。今は10月開催が多く、多少は涼しいが、テントがあれば急な雨にも対応できるので、全校での設置を検討できないか。

(学校教育課長)

各校では運動会・体育祭の実施にあたり、子どもたちの安全を最優先に、熱中症等のことも考慮しながら実施時期や開催時間を検討するとともに、開催当日も適宜給水時間を設けるなど配慮している。

委員ご指摘のテントであるが、学校や各自治会によって所有しているテント数も異なることから、全ての子どもに対してテントを準備することについては、財政的にも、その準備に係る教員の負担を考えても難しいものがある。

小学校では運動会の開催時期を10月4週目の土曜日に揃えているが、この時期であればだいぶ涼しくなって、テントがなくても実施可能であるということで決定したものである。このように、子どもたちが安全な状況で運動会・体育祭が実施できるよう、今後も様々な方法を検討していく所存である。

(教育長職務代理者)

先日、和泉学園の視察委員会に参加した際に熱く議論した件がある。和泉学園の職員数は表向き充足しているが、現場では当直などのきつい業務を担う職員は足りず、できる人のところに仕事が集中しているとのことだった。その人たちが頑張っている間は何とかなるが、一人でもつぶれてしまったら組織は崩壊するという意見が出た。それを防ぐために、学園としてはできるだけ早く対策を講じたいと考えているが、人員増は容易ではなく、その理由の一つとして、今はつらくても子どもの数は将来絶対に減るといふ国の考えがあり、逆に職員数を減らすことを考えていると聞いた。その話を聞きながら、これは学校現場にも言えることだと感じた。

各学校で人員が足りないところがあるのかなのか、また、人員不足があるとする理由は何か。例えば、産休育休の欠員が埋まらないからか、病気療養中の教職員がいるからか、はたまた国の施策なのか。それに対して、事務処理の軽減など、カバーするために取り組んでいることはあるか。お聞きしたい。

(生涯学習部理事)

教職員定数について説明する。

教職員の定数は、学級数に応じて、国で規定されている。例えば、普通学級と支援学級合わせて10クラスの小学校であれば、管理職2名・教諭等11名・養護教諭等1名・事務職員1名、合計15名の教職員が配置される。この場合、10クラスなので、担任が10名と副担任が1名ということになる。一方、中学校では教科担任制を導入していることから、同じ10クラス規模でも20名の教職員が配置されるので、副担任に6名を充てることができる。ただ、実際にはこの人数にプラスして、小中それぞれの学校状況に応じて、少人数指導や専科指導、児童生徒支援コーディネーターや通級指導担当といった、いわゆる加配教員が配置されるため、ほとんどの小中学校で定数より多くの教職員が配置されることになる。しかし、やはり小学校の方がやや人員が不足している感は否めない。教職員の配置において注意しなければならないのは、加配教員が府から何名配当されるかという点である。例年1月から2月にかけて決定するので、予め教諭などの正規教職員で加配枠を埋めることが難しく、どうしても講師対応になってしまう。そのため、講師確保の状況によっては、年度当初は欠員が生じている学校が出てきてしまう。

今年度当初、本市では中学校で非常勤教員1名、小学校は全校で合わせて8名の欠員があったが、現在は講師が見つかるなどしてある程度補充でき、現時点では小学校で2名の欠員があるものの、中学校では欠員はない。とはいえ、年度途中で急に退職したり、産育休・病休・休職を取得したりする教職員もいるので、随時その対応に当たって現状を維持する必要がある。

だが常に複数の講師をストックしているわけではなく、今後欠員が増加することでも十分に考えられるため、教育委員会事務局が常に府や他市町と連絡を取りながら、各学校をサポートできるよう努めていくことが重要である。

次に、教職員の業務軽減について説明する。

教員の事務処理の軽減や事務的校務をカバーするため、市の会計年度任用職員として、各校に1名の一般事務補助員（旧職種名学校支援員）を配置している。加えて、各学校の支援学級入級児童生徒数やその状況に応じて、一般事務補助員（旧職種名子ども支援員）を配置しており、教職員の業務の軽減に努めているところである。また、校務支援システムの導入により事務処理そのものの軽減を図っており、ペーパーレス化の促進など便利になった面があるものの、まだまだ課題もあり、より一層の改善が必要であると考えている。

教員の業務内容が多様化し、増加している状況は年々深刻になっていると感じる。特に懸念されるのは、授業や学習活動といった、教員が本来担うべき業務内容以外の仕事、膨大な量になっていることである。これらに対応するため、国や府も教

職員定数を何らかの形で増加させたり、加配を増やしたりするなどの動きはあるものの、教師のなり手、教員免許を持った人員そのものが不足しているため、独自に講師を確保できるだけの財力を有する市町に教員が集中することで、今以上に格差が生じ、多くの欠員を抱える市町が出てくる可能性がある。現状、本市は市独自に講師を確保するための予算はないため、今後も国や府の動向を見ながら、必要に応じて可能な限りの対応を検討したいと考える。

(柴崎委員)

欠員はある程度解消されたとのこと、教育委員会事務局の努力を評価したい。学校現場の不安も軽減されたと思う。引き続きよろしくお願いする。

(教育長職務代理者)

現在、本市に病気療養を理由に休職している教職員はいるか。

(生涯学習部理事)

具体的に何名とは言えないが、いる。

(教育長職務代理者)

男性の教職員も育児休業を取得しているか。

(生涯学習部理事)

複数名いる。

(辻委員)

先日、「小1プロブレム」に関する新聞記事を読んだ。小1は小学校に入学して半年、学校生活がスムーズにスタートできた子もそうでない子もいると思うが、本市では入学後小学校になじめない子はいるか、また、いる場合はどのような対応をしているか。

(学校教育課長)

「小1プロブレム」とは、小学校に進学した子どもが小学校での生活になかなかなじめず、落ち着かない状態になってしまうことと言われている。本市において、現在1年生の学級がとても大変な状況になっているということはないが、就学前の生活と小学校での生活とでは大きな変化があるため、なかなか落ち着かない子どももいる。就学前施設と小学校との大きな違いは、やはり、学習の場面である。就学前施設では「遊び」とおして、生活に必要な力やコミュニケーションの基礎、仲間と協力することなどを学ぶ。そこで、小学校に進学した始めの頃は、小学校生活に慣れるための校内探検などの活動を取り入れているほか、生活科の学習などでは、就学前になじんでいた「遊び」を取り入れた学習を行うなど、子どもたちが安心して登校できるように段階的に取り組んでいる。

「小1プロブレム」への対応には、就学前施設と小学校との連携が重要となる。各小学校では入学前から就学前施設への巡回訪問や情報交換を行うことにより、子どもの状況を共有するようにしているほか、入学後にも就学前施設の保育教諭等が小学校を訪問し、入学後の子どもたちの様子を見る機会を設け、情報交換も行っている。

今後も相互に連携しながら、小学校に入学した子どもたちが、安心して生活ができるように、丁寧に取り組んでまいりたい。

(水島委員)

息子が小学校に入学し、それまでの「〇〇くん」ではなく、名字に「さん」を付けて呼ばれるようになった。全ての児童に対して平等に、また呼び方で男女の性差をつけないように、という姿勢の表れだと思うが、本人は当初慣れなくて戸惑っていた。現在もその呼び方は続いているのか。

(学校教育課長)

「さん」付けで呼ぶことは徐々に広まっており、現在は就学前施設でも「さん」付けにしているところは多い。小学校では呼び方だけでなく、就学前施設の状況を見たり情報交換したりすることにより、できるだけ子どもたちに就学前施設と小学校との段差を感じさせないよう努めているところである。

(教育長職務代理者)

以前オーバードーズについて現状をお話ししたが、その後も大阪府学校薬剤師会で様々な議論を重ねており、まだ途中経過だが、報告する。

市販薬を過剰投与するオーバードーズは、学校行事をきちんとなさず、成績もそこそこ良いまじめな女子生徒に多く、大麻使用者とは全く違う子たちであるということは以前も報告した。今般、インターネットを使って市販薬を買う割合は6パーセントと意外と少ないことがわかった。理由は、足跡が残るからである。最も多い入手方法はドラッグストアでの購入となっている。また、医師の処方箋によって手に入れることのできる精神安定剤などを複数の医療機関で受診して手に入れ、販売している人たちもいる。そのようなやり方が数例、マイナンバーカードを使ったことで発覚したため、オーバードーズしたい人はマイナンバーカードを使ってはいけなないとSNSで拡散されている。そして、今、オーバードーズをしてしまっている子どもに対して、それをダメだと止めることはタブーであるという事例がたくさん出てきている。その子たちは、今日死なないために、今死なないために過剰摂取をしてなんとか心を保っているから、だそうだ。そういったケースは専門機関にお任せし、心の状態を保ちつつ薬を減らすことが必要となる。

私たち学校薬剤師としては、原点に戻って、小学校で正しく薬を使うことの大切さを教える「お薬教育」を、低学年と高学年でしっかりとやっていくことが、いちばんの対応策だと考えている。本市の小学校にはそれぞれ学校薬剤師がいるので、学校と連携してきちんとお薬教育をしていきたいが、一方から言っただけではなかなか実現しないので、教育委員会事務局からもプッシュしていただきたい。もしお薬教育が浸透しても薬以外の何かがイタチごっこのように出てくるかもしれないが、とりあえず今はオーバードーズを止めたい。

(柴崎委員)

オーバードーズしていることは、どうやって発覚するのか。

(教育長職務代理者)

いちばん多いのはSNSで、今オーバードーズしていると自ら投稿する。そのほか、オーバードーズしている子どもたちが集まることで有名な繁華街では、そこを通るだけで誘われるそう。

(柴崎委員)

それでは、学校現場で見つけることは難しいということか。

(教育長職務代理者)

一見そんなことをしそうにないまじめな子が、学校に行こうと思うとしんどくなって手を出してしまうそう。

(教育長)

現場ではどのように対応しているか。

(両口学校教育課長代理)

自傷行為のうち、本市で数件発覚しているのは身近なカッターナイフやシャープペンシルを使ったリストカットだが、オーバードーズの報告もあがっており、その事例は当該繁華街でのことだった。その子は家庭でも学校でも居場所がないと感じており、人との触れ合いを求めてそこに行ったところ、誘われて促されるままたくさんのお酒を飲んでしまったとのことだ。それらの自傷行為の報告を受けて、ある研修に参加したところ、講師の精神科医の方も委員と全く同じことをおっしゃっていた。その子は死なないためにしているのだから、リストカットやオーバードーズを止めると死ぬよ、と。最初にその言葉を聞いて私も衝撃を受け、感心することしきりだった。私は指導主事として生徒指導を担当しているので、各校の生徒指導担当の教員にはその言葉をそのまま伝え、まずは教員がその当事者である子どもと接点を持ち、専門家であるスクールカウンセラー等につなげるようにし、教員がその子を「指導する」のはもっと先のことだということも伝えた。

(辻委員)

子どもを取り巻く問題は様々あるが、大麻使用とオーバードーズの問題はリンクしているのか。

(教育長職務代理者)

基本的に、同一人物が両方するということはない。絶対ではないが、ちょっとやんちゃな子は大麻、まじめな子はオーバードーズというイメージである。いずれにせよ、一見その子の居場所があるように思えても、本人は居場所がないと感じている。

(柴崎委員)

A I を悪用して夏休みの宿題の読書感想文を書く子どもがいると報道されているが、本市でもそのような事例はあったか。

(学校教育課長)

事例としてあがってきてはいない。また、A I の不適切な使用についての文部科学省通知は各校に伝えている。

(教育長)

次回の令和6年第10回定例教育委員会は、令和6年10月25日金曜日午後2時00分から、阪南市防災コミュニティセンター多目的室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和6年第9回定例教育委員会を閉会する。

以上